

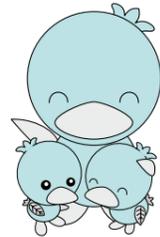


児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出を忘れずに!

「児童扶養手当」および「特別児童扶養手当」の受給には、毎年8月に「現況届（児童扶養手当）」「所得状況届（特別児童扶養手当）」を提出する必要があります。

この届は、毎年8月1日における所得と受給資格を確認し、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

対象者には、7月末に通知を送付しましたので、8月2日(月)から8月20日(金)までに、こども福祉係窓口にて現況届の提出をお願いします（土日・祝日・振替休日を除く）。なお、提出期限までに「現況届」「所得状況届」の提出がない場合は、9月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。



※手当を受給するには申請が必要です。申請には戸籍謄本やマイナンバーがわかるものなどが必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童がすこやかに成長することを目的として、手当を支給する制度です。

■支払月額（8月現在）

- ◎児童1人の場合 最大43,160円（所得に応じて決定されます）
- ◎児童2人の場合 1人の場合の月額に、最大10,190円を加算（所得に応じて決定されます）
- ◎児童3人以上の場合 2人の場合の月額に、1人につき最大6,110円を加算（所得に応じて決定されます）

◎対象となるかた

次の①～⑨のいずれかに該当する18歳に達する日以後の3月31日の間にある子ども（心身に一定の障害がある場合は20歳未満）を育てている父または母、もしくは生計を同じくする養育者

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父(母)が死亡した子ども
- ③父(母)に一定の障害がある子ども（「父(母)の障害の基準」に該当する子ども）
- ④父(母)の生死が明らかではない子ども
- ⑤父(母)に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父(母)が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた子ども
- ⑨母が出産したときの事情が不明な子ども

■次の場合は受けられません

- 【主な点】
- ①申請するかたや子どもが日本国内に住所を有しないとき
 - ②子どもが児童福祉施設など（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき
 - ③定める額以上の所得があるとき

特別児童扶養手当制度とは

精神または身体に障害がある子どもを家庭で育てているかたに手当を支給する制度です。

手当を受けることができるかたは、精神または身体に障害がある20歳未満の子ども（「子どもの障害の基準」に該当する子ども）を育てているかたのうち、主として生計を維持するかたです。

■支払月額（8月現在）

- ◎1級のかた…52,500円
- ◎2級のかた…34,970円

■次の場合は受けられません

- 【主な点】
- ①申請するかたや子どもが日本国内に住所を有しないとき
 - ②子どもが障害による公的年金を受けられることができるとき
 - ③児童福祉施設などに入所しているとき
 - ④定める額以上の所得があるとき

問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132



犯罪の被害に遭われたかたやご家族の皆さまへ 一人で悩みや問題を抱えていませんか？

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターは、埼玉県、埼玉県警察、民間支援団体の3者がワンフロアで支援を行っている施設です。

犯罪の被害に遭ってお困りのかたやそのご家族のお話をお聞きし、支援内容により埼玉県、埼玉県警察、民間支援団体へワンストップで繋ぎ、犯罪による被害の軽減と早期回復を図ります。

埼玉県 防犯・交通安全課……………生活問題に対する情報提供、助言 など

埼玉県警察 犯罪被害者支援……………専門職員によるカウンセリング、警察の捜査や裁判の流れの説明 など

民間支援団体

（公社）埼玉犯罪被害者援助センター…法律相談、カウンセリング、病院や裁判所への付添支援 など

☎0120-735-001（月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く）

場所：ラムザタワー3階（JR武蔵浦和駅西口徒歩3分）

性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」

性被害に遭い、どうしたらよいかわからないなど、不安や悩みを抱えているかたは、ご相談ください。

守秘義務のある専門の女性相談員が無料で対応します。

☎0120-31-8341^{やさしい}（24時間365日 相談受付）



美里町犯罪被害者支援総合窓口（福祉課 社会福祉係）

犯罪被害者のかたが直面する悩みや相談に応じ、必要な情報を提供します。

また、犯罪被害者ご本人やご家族への見舞金支給、関係機関への連絡調整などの支援を行います。

☎76-5132（月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く）